---1965 年から 1967 年---

相澤 伸 依

Contraception dans la société française (II) —de 1965 à 1967—

Le Japon a autorisé l'avortement libre en 1948, alors qu'il n'a autorisé la pilule qu'en 1997. Par contre, en France, les contraceptions dont la pilule ont été autorisées en 1967 et l'avortement en 1974. En tenant compte de ces différences, je me pose la question de savoir: Pourquoi le Japon a pris une histoire si spécifique? Pour répondre à cette question, je me propose de comparer les situations et les discours autours des contraceptions entre la France et le Japon. Dans cet article, je suivrai, en présentant l'analyse de Bibia Pavard, l'histoire de la légalisation de la contraception en France dans les années soixante.

フランスにおける避妊解放運動は、1956年の「幸福なる母性(la Maternité heureuse)」という女性団体の発足に端を発する。拙稿(相澤 2014)では、フランスにおけるリプロダクション政策とその背景となった思想運動を詳細にたどったビビア・パヴァール(Bibia Pavard)の『私が欲しいなら、私が欲しい時に―フランス社会における避妊と中絶 1956-1979 — (Si je veux, quand je veux —Contraception et avortement dans la société française 1956-1979—)』の内容を紹介し、この団体がどのような背景のもとにうまれたのかを概観した。

本稿では、引き続き同書の議論を紹介する形で、1960年代後半の避妊解放運動、とりわけピル解禁をめぐる議論をたどることとする。フランスでは、1920年に法律で「避妊のプロパガンダ」が禁止され、女性達は避妊についての情報や避妊具を手に入れることが困難な状況に置かれた。この法律を改正し、避妊を解禁したのが1967年に成立したヌヴィルト法である。以下では、Pavard(2012)の第三章にしたがって、このヌヴィルト法が成立するまでの過程を見ていく。

## 「社会問題」の誕生 1965-1966 年

# ミッテランの選挙キャンペーン

フランスでは、1920年に避妊のプロパガンダを禁止する法律が成立しており1)、1960年

代に入っても、多くのフランス人は避妊の情報や手段を手に入れることが難しかった。中絶も禁止されていたため、望まない妊娠の結果「ヤミ中絶」で健康を損なったり、命を落とす女性が後を絶たなかった。「フランス家族計画運動」(略称 MFPF。1960 年に「幸福なる母性」から改称)は、この悲劇を食い止めるために立ち上がった女性達の集まりであったが、社会全体から見れば少数派の活動にとどまっていた。

この状況が変化する契機となったのは、1965年の大統領選挙である。それまでは関心の ある人々だけの問題だった避妊を認める法改正というテーマが、選挙戦を通じて世間に共有 されたのだ。

そのきっかけを作ったのは大統領選候補者のフランソワ・ミッテラン(François Mitterrand)である。彼は、1920年法の廃止や避妊容認に賛同した<sup>2)</sup>。このミッテランの態度表明を皮切りに、他の候補者たちも避妊に対する自らの立場を明示していった。

強硬左派の議員ジャクリーヌ・トムーパトゥノトル(Jacqueline Thome-Patenôtre)および共産党からも避妊解禁を目指す法案が提出された。共産党は、避妊解放や中絶解放に対して慎重な姿勢を取り続けていたが、1965年に至って態度を急変させ、避妊、中絶合法化に肯定的になったのである<sup>3)</sup>。

一方、政府の側も同じ時期に、慎重な姿勢を保ちながら、避妊の問題を取り上げ始めた。 保健・人口大臣レイモン・マースラン(Raymond Marcellin)は、国立保健医学研究機構 (INSERM) に「避妊ピルが健康に及ぼす影響」の調査を、国立人口研究所(INED)には 「フランスの出生率発展のために必要な措置」、とりわけ「産児調節について自由な政策を取 った場合の出生率への影響」の調査を依頼している。

こうして、避妊をはじめとする産児調節の問題が、大統領選挙戦を通じて政治的課題となり、それをきっかけに政府や議会でも取り上げられるようになった。地道な活動を続けていた MFPF のような小団体は、この機を捉えて、メディアでの露出を行った。

では、なぜ 1965 年に、産児調節をめぐる議論が盛り上がりえたのだろうか。パヴァールは、その理由として次の三点を挙げている。第一の理由はカトリック教会の状況である。1964 年に、パウロ六世が、ピルをはじめとする産児調節について教会の立場を検討することを宣言し、これを受けて同年の夏には、教会内部で産児調節をめぐる議論が起こっていた。この文脈の中で、信者の側からは、夫婦間の避妊すら否定する教会の厳しい道徳に対して批判が出ていたのである。このような状況にあったがゆえに、大統領選の候補者達は、カトリック教会や信者と対立することなく、避妊をめぐる法改正について発言することができたと考えられる。

二つ目の理由はメディアの果たした役割である。大統領選候補者達が産児調節について行った態度表明は、メディアですぐに広く報道された。1965年の大統領選は、ラジオとテレビを使った最初のメディア選挙でもあったのである。ミッテランは、これまでの政権が取り

上げてこなかった産児調節というテーマをあえて取り上げて新鮮さを打ち出そうとした。産 児調節の議論は、メディアに乗って政治のホットなトピックとなったのである。

三つ目は、この選挙が、女性が参政権を得てから初めて参加する大統領選だったということである。選挙民の半数を占める女性の大きな関心事である産児調節を取り上げることは、大統領選挙候補者にとって、選挙戦略として重要だった。さらに、産児調節の問題が政治化されるだけでなく、産児調節と女性の解放という問題が結びつけられて考えられるようにもなった。議論の口火を切ったミッテランは、女性の権利の擁護者、そして両性の平等の擁護者として、避妊解放を主張した。

大統領選を通して、政治の領域のみならず、大衆の間でも産児調節についての関心が広まっていった。MFPFが関心のある人々にのみ発信していた議論は、政治家達に引き継がれ、大衆が耳を傾けるようになった。カトリック教会も、この時期は「近代的」避妊法に反対という立場一枚岩ではなくなった。そして、政府においても、国家レベルで産児調節問題に向き合う必要性が認識されるようになる。ここに至って、議論は「ピル」に集中するようになった。

## Monoprix でピル販売?<sup>4)</sup>

アメリカでピルが認可されたのは1960年であったが、同時期のフランスではピルについてほとんど知られていなかった。しかし、1965年の大統領選以降、ピルは、フランス社会において、変化への期待を象徴する存在となる。まずピルは、雑誌や歌や普及しつつあったテレビの恰好のネタになった。こうしたメディアを通して、ピルの存在が大衆文化の中に刻み込まれたのである。

実は、1960年代半ばには、月経不順や不妊症の治療用ホルモン剤として、いくつかのピルの利用が認められていた。問題は、避妊薬としてのピルをどうするかだった。メディアを通してピルは多くの人に認知されており、ピルを解禁すれば、広く使用されることが予想された。複数回使用できるペッサリーや一度入れたら数年間効果が続く IUD と異なり、ピルは日常的に消費されるものである。巨大なピル市場に経済的関心を持った製薬会社は、ピル解禁に期待を寄せ、積極的に発言するようになった。

しかし、各界からのピル解禁への期待が高まると同時に、医学的な観点からピルについて検討する議論も起こった。すでに見たように、大統領選におけるミッテランの主張に呼応するかたちで、マースラン保健・人口大臣は1965年に、国立保健医学研究機構(INSERM)に「避妊ピルが健康に及ぼす影響」の評価を依頼していた。政府は、ピルの健康上の問題に注目することによって、ピル解禁に傾く議論の流れを変えようとしたのだ。その結果、ピルについての議論は、医療の専門家間での議論の様相をも呈することになった。

フランスでのピルに関する医学的な議論は、1960年代前半にイギリスとアメリカで交わ

された議論を数年遅れでなぞるものであった。INSERM は、英国と米国ですでに問題視されていた三つのピルのリスクについて研究を行った。そのリスクとは、血栓症、癌、卵子への影響であった。1966年3月に公にされた INSERM の結論は、含みを持ったものになっている。報告書曰く「健康な女性がピルを使用する場合には、禁忌とするには及ばない」けれども、ピル服用による「血液因子の変化によって血栓症が引き起こされる可能性があり」、「不確かではあるが発癌性リスクがある」。このように、INSERM の専門家達は極端に慎重な姿勢を示しており、このレポートによってピルに関する医学上の議論に結論が出ることはなかった。

一方で、ピル服用に伴う不快な症状をめぐる医療者の発言は、メディアによって大きく取り上げられた。1966年10月、毎年開かれる医療関係者向けの講習会(les Entretien de Bichat)で、ピルによってニキビや抜け毛が発生した事例をもとに、ピルが容貌に影響をもたらすという見解が報告された。この報告はメディアで話題になった。これをアンチピルの最たるものと論じる報道もあれば、ピルの負の影響を深刻に捉える報道もあった。ピルの安全性についての議論は多くの女性にとって重要な論点であったが、ピルが容姿に影響を及ぼすという議論も同じくらいの深刻さをもって女性達に受け止められた。また、ピルの服用によって将来産まれる子どもに悪影響が生じないかという点も多くの人々の関心事だった。

## ピル:カップルに危機をもたらすもの? それとも絆をもたらすもの?

ペッサリー, IUD, そしてピルは,「現代的」避妊法と呼ばれる。これらの避妊法は, 1960年代を通して社会におけるジェンダー関係を変容させた。それらは、まず、避妊する際の男女の役割に大きな影響を与えた。避妊解放前のフランスにおいて最も広まっていた避妊法である性交中断が男性主導であったのに対して、現代的避妊法は女性主導の避妊法である。ペッサリーもピルも IUD も、男性に知らせずとも用いることができる。ただし、とりわけピルに関して、女性が生殖をコントロールできるようになる結果として、女性だけが避妊する責任を感じなければならなくなることを危惧する声もあった。さらに、ピルは、男性たちに自らの性的な役割が変化することを恐れさせるものでもありえた。

一方で、ピルが男女の避妊に対する関係を変容させることは、同時に、男女が共に開花するという現代的カップルの神話を生み出すことにもつながった。このような神話をふまえて、ピルに過剰な期待をすることを警戒する論者もいれば、ピルによって性体験がよきものになったとする女性の声を集めた雑誌記事もあった。これらの雑誌記事においてピルは、カップル関係の外で性関係を享受するための道具としてではなく、カップル関係をより幸福にする道具として捉えられている。このようなピルの位置づけは、MFPFの医師たちがすでに主張していたことだが、1960年代後半になって一般の女性向けメディアでも取り上げられるようになった。

メディアでピルに関する議論が盛り上がるのに呼応して、ピル解禁反対派は女性の健康、次世代への影響、そしてカップル関係の変化に危機を覚えた。解禁論者たちは、それを逆手に取って、ピルをカップルの生活をよきものにし、男女平等を是正する道具と喧伝した。こうして、ピル解放は、避妊のプロパガンダを禁止した1920年法の改正議論の中心的な位置を占めることになった。

# 政府の外でなされた法改正の検討

### レジスタンスの理想 ルシアン・ヌヴィルト

1966年の時点で、ピルの解禁は政治問題になっていた。個人の自由より人口を増やす政策を優先するのか、科学の進歩に逆らうのか、仮に1920年法を改正したとして、その法は世論に受け入れられるか。このような問いが国家に突きつけられていた。

世論の盛り上がりを受け、政府はまずはピルの倫理的、政治的問題を精査することにした。 実は、すでに1961年には、総理大臣ミシェル・ドゥブレ(Michel Debré)が組織した家族 委員会(commission de la famille)が、近いうちに産児調節の問題が議論になることを予想 していたのである。にもかかわらず、結局1965年の大統領選を契機に議論が盛り上がるま で国家は対応しなかったのだ。

1965年に、保健・人口大臣が優先すべき三つのテーマについて報告を指示している。一つは、すでに見た経口避妊薬の医学的検討であった。二つ目は、有効な避妊法を販売した場合の人口への影響についてであった。三つ目は、避妊自由化のもたらす倫理的な問題についてであった。結果として、1966年から1967年にかけて提出されたいずれの報告も、1920年法の改正を妨げるものではなかった。特に、二つ目の人口への影響に関する報告は、子を持つか否かはカップルの私的な問題であり、抑圧的な法制によって影響を及ぼすことは難しいと指摘していた。先進国においては、出生率の変動を分析するためには私的な問題を考慮に入れねばならないほど、個人化が進んでいると分析されたのである。このように個人に焦点が当たることによって、避妊解禁の問題は、人口という国家的な枠組みではなく、個人の自由という観点から語られるようになった。

三つの報告に共通して提示された原則は、「法は変わり得るし、変わらなければならない。ただし、国民の心理的ショックを避けるため、避妊法を健康保険の払い戻し対象とするべきではない」というものであった。そして、出生率の急激な落ち込みを防ぐために、法改正と併せて出産を促すような新たな家族政策を措置しなければならないとした。しかし、こんなにも明確な政策が提言されたにもかかわらず国家は特に動くことなく、静閑を決め込んだ。それゆえ、変化は国家の側からではなく、一人の国会議員ルシアン・ヌヴィルト(Lucien Neuwirth)によってもたらされることになる。

当時、議会の多数派を占めるドゴール派の政治家だったヌヴィルトは、同派内からの反発が予想されるにもかかわらず、避妊を解放する法改正に取り組んだ。彼を突き動かしたのは何だったのだろうか。

ヌヴィルトは 1924 年生まれ、15歳の時に第二次世界大戦が始まり、16歳の時にドゴールの 1940 年 6 月 18 日演説<sup>5)</sup> を聴いてレジスタンスに加わった。ヌヴィルトが避妊と出会ったのは、レジスタンスの一環で滞在中だったイギリスにおいてだった。当時のロンドンは、様々な国から来た男女の活動家達が入り乱れており、ヴィクトリア朝道徳は下火であった。彼は、アイルランドの女性同志から、殺精子剤の使い方を教えてもらったのだという。

レジスタンスの活動を通して、ヌヴィルトは、戦後につながる政治的資源を蓄積した。戦後はドゴールの忠実な配下として RPF(フランス国民連合)6)に参加し、政治家としてのキャリアを積んだ。そして、1958年の総選挙では発足したばかりの UNR(新共和国連合)から出馬して当選、1958年から 1962年にかけて国民議会の UNR の書記長をつとめた。

## 食卓での政治から、サロンでの政治へ

ヌヴィルトがどのようにして、避妊や家族計画の問題に関心を持つようになったのかはよくわからない。1966 年以前に彼が熱心に取り組んでいたのは、アルジェリアや選挙区の地元の問題、住宅問題や動物の保護だった。おそらく、避妊の問題に取り組むきっかけとなったのは、1965 年の大統領選挙の際にフランス MFPF の関係者と出会ったことである。彼は避妊解放を訴えるミッテランの立場に、党派を超えて共感していた。彼は、避妊をめぐる議論を通して党に新風を吹き込むことができるとも考えたし、決して党の中心的な立場にいたわけではない彼にはそれが可能だった。さらに、彼の地元サンテチエンヌは左派の強い土地柄であり、避妊解放を訴えることは地元の支持にもつながると考えられた。

ミッテランの敗北を契機として政策実現見込みのある政治集団と連携するよう運動戦略を変更した MFPF は、このヌヴィルトと連携した。1966 年に結成から 10 年を迎えた MFPF は、それまでの地道な活動と大統領選を経て、メディアでもさかんに取り上げられ、かつてない影響力を持つようになっていた。

MFPF は、大統領選の1965年前後に、知識人層、文化人層に支持者を増やしていった。1964年には、MFPF を支持する著名人による名誉委員会も結成され、そこにはシモーヌ・ド・ボーヴォワール(Simone de Beauvoir)やコレット・オードリー(Colette Audry)などが名前を連ねていた。1965年5月には、クロード・オータン・ララが、ヤミ中絶の問題を扱った映画『傷心(原題:Le Journal d'une Femme en Blanc)』を公開した。さらに、1965年には、ノーベル生理学・医学賞を受賞したフランソワ・ジャコブ(François Jacob)、アンドレ・ルウォフ(André Lwoff)、ジャック・モノ(Jacque Monod)の三人が、避妊解放運動への支持を表明した。メディア露出の増加と著名人の支持を得られたことは、運動を

内部から活性化することにもなった。MFPF の会員数は、1964 年の終わりには 45000 人だったのが、1965 年終わりには 75000 人を超えた。家族計画センターの数も、68 カ所だったのが 90 カ所に増えた。MFPF は、1956 年の結成当初は女性だけの団体であったが、10 年を経て権力のある男性の支持を得るに至った。

MFPF が、ドゴール大統領に直接のパイプを持ちかつ国民議会をよく知っているヌヴィルトと組んだことによって、避妊というテーマは権力の中枢とつながることができた。ヌヴィルトは、ドゴール主義者のネットワークと MFPF とをつなぐ役割を果たしたのである。1950 年代に女性だけの団体として出発した MFPF は、このようにして 1965 年以後、非常に男性主義的な政治サークルと結びつくことになった。「幸福なる母性」の時代の女性による「食卓での政治」は、男性による国民議会とエリゼ宮の「サロンでの政治」へと置き換わったのである。ただし、権力を持った男性とつながるヌヴィルトは、自らを女性の代弁者と位置づけており、あくまでも女性の権利、尊厳を守ろうとした。そして、彼の活動は、実際に女性達から支持されたのである。

## 議会で試練を課された避妊

## 政治に対峙する専門家

ヌヴィルトの法案は、1966年6月に国民議会に提出された。この法案の主眼は、「避妊のプロパガンダ」を禁じる1920年法を踏襲した公共保健法典L.648条とL.649条を廃止し、避妊の情報宣伝および避妊に関わる製品、薬、器具の流通を認めることだった7)。

1966年6月から1967年12月まで、国民議会および元老院での議論を経て、法案には様々な改変が施された。法案提出から採決までの間の1967年春には、国民議会選挙があったので、避妊は選挙の争点の一つにもなった。法案審議においては、三つの重要な日付があった。第一に、専門家に対する聴き取りをもとにして特別委員会による報告が練り上げられた1966年6月。第二に、国民議会で産児調節についての議論が行われた1967年7月1日。第三に、国民議会と元老院で議論が行われ、法案が可決された1967年12月。順に見ていこう。

まず、1966年6月に設置された特別委員会に注目しよう。議会において、自分の党からの支持が取り付けられるか不確かだったヌヴィルトは、あらゆるところに協力者を求めた。そのために彼が要求したのが、産児調節に関する法案に興味を持つ議員が党派を超えて集まる特別委員会8の設立である。この特別委員会は1966年6月11日に設立され、同月16日に第一回の委員会が開かれた。この委員会が目指したのは、専門家から聴き取りを行い、産児調節について要点をまとめ、議会での決定を容易にする報告書を取りまとめることだった。委員会は、法案に好意的な左派の議員および女性議員と、医師や薬剤師など健康に関わる領

域で活動していた議員あわせて27人から成った。委員会に聴取されたのは、生理学・医学、人口学、社会学、宗教・倫理学、家族保護(protection familiale)という産児調節に深く関わる分野の専門家たちである。その意図するところは、専門家の意見を前面に出すことで、法案の政治化を押さえることだった。ヌヴィルトは、こうして、野党の議員と医療専門家の議員の力を借りて、自分の属する政党の反対を乗り越えようとしたのだ。

この専門家の聴き取りには、次の二つの効果があった。一つは、MFPF に関わっていた 専門家に重要な地位が与えられたことである。彼らは 10 年間の活動の中で蓄積した知識と 経験を背景に、公衆衛生の向上を目指して、1920 年法の改正を指示する議論を展開した。

二つ目の効果は、1920年法の改正に慎重な立場が和らいだことである。とりわけ人口学者は、かつては人口減少の懸念から避妊の合法化に反対の立場を示していたが、住宅補助などの家族支援政策と組み合わせることを条件に1920年法容認を主張した。

唯一、避妊合法化に反対したのは、宗教の専門家たちである。ローマカトリックは、リズム法による避妊だけが許容されるとした。

## 投票:進歩派の同意

次に、国民議会での議論の様子を見ていこう。前項で見た特別委員会での聴き取りおよび そのレポートは、避妊に関する「政治を離れた」議論であった。対して、国民議会での議論 は非常に「政治的」なものになった。

ヌヴィルトは、特別委員会のレポートが1966年11月に出されたのを受けて、すぐにも国 民議会での議論が始まるものと考えていた。しかし、1967年3月の総選挙を控えた政府は、 なかなか法案に手を付けようとしなかった。保守的なカトリックの選挙民が法案をどう捉え るかが懸念されたし、ローマ教皇も避妊に対する態度を明確にしていなかったからである。

結局,国民議会および元老院での法案審議は,総選挙後の1967年7月および12月に行われた。議会では大きく三つの立場があった。第一に,「生命の尊重」の名目のもと,キリスト教と結びついた保守的な価値観を擁護し,避妊の合法化に反対する立場である。多くは,共和国民主連合(UDR)の議員たちであった。この立場は基本的に既存の道徳に訴えかける議論を展開した。すなわち、ピルを含めた避妊を解禁することによって,男女の関係が変化することへの懸念や,妊娠の心配なく性関係が持てることによって道徳が乱れることへの懸念などが表明された。この立場に立つ議員は少数派であったが,避妊解禁が社会にもたらす影響を強調することによって,避妊解禁の範囲を限定したり,投票の先延ばしを狙った戦略を取った。

第二は、イデオロギーではなく実用主義に基づいた立場である。これは、ヌヴィルトも含めた中道右派の立場であり、もはや適用されなくなった法律は現実に合わせて変えなければならないと主張した。彼らが目指したのは、避妊を解禁したうえで、子どもを産みやすい環

境を整備し、家族の価値を保護することだった。

三つ目は、「社会の進歩」の名の下に、ヌヴィルト法を支持する立場である。この立場に立ったのは、主に社会党と共産党の議員たちであった。共産党が家族政策と性教育の重視する一方で、社会党は女性個人の選択の自由や21歳以下の避妊へのアクセスを重視する等、細かな点に異論はあったものの、彼らは法案に賛成することにしていた。

審議の過程で、元老院の社会問題委員会は、法案にいくつかの行政手続き上の制約を追加した。元老院でヌヴィルト法が可決され得たのは、最終的に法案が現代的避妊法、とりわけピルの入手を制限しうるものだったからである。制約とは、まず、ピルの処方の際に、処方した医師の控えを添付することを義務づけることだった。次に、21歳以下の女性がピルを購入するためには、親権者の立ち会いか同意書が必要とされた。ここには、未成年者に、ピルではなくコンドーム等の使用を促す意図が込められていた。社会党と共産党議員は、これらの制約に不満であったが、しかし法案に賛成票を投じる意志に変化はなかった。

なぜ多くの不満が残る法案であったにもかかわらず、社会党と共産党の議員は賛成票を投じたのか。そこには極めて政治的な判断があったと考えられる。社会党も共産党も、かつて1920年法の改正を求める法案を提出しており、自らが同法改正の原動力でありたいと欲していた。ヌヴィルトの法案に賛成票を投じることは、悲願だった1920年法改正に必要なことであり、さらに彼らが賛成しなければ法案が成立しないだけにその投票の価値は一層大きなものであった。このことは、1967年3月の総選挙で左派が躍進したこととも重ね合わせられる。また、ヌヴィルトの法案が社会党、共産党の考えどおりのものではないとはいえ、法案審議の中で、女性の解放や労働、幸福な母性など彼らが重視するテーマについて議論することができた。これは、女性選挙民に訴えかけるものであった。一方で、法案に制約がついたことで、強硬な右派にとっても、法案は受け入れやすいものになった。

こうして、政治的争いを避けようとする中道右派の実用主義と、左派と右派の政治的な駆け引きとが混ざり合って、法案ができあがった。元老院の採決では、投票総数 230、賛成 176、反対 37、白票 17 で、法案が可決された。下院では、政治的立場が明確になる投票が避けられ、挙手による採決が行われ、可決された。

## 失われた女性解放の機会

一連の議論の中で注目するべきは、女性が発言する機会が著しく乏しかったことである。これは、当然ながら、1967年時点の議会における女性議員の少なさを反映している。国民議会の女性議員は10人(総数の2パーセント)、元老院の女性議員は5人(1.8パーセント)にすぎなかった。また、当の女性議員たちも、女性として女性のために発言するのではなく、自分が所属する党の代表として発言していた。結局、議会において、女性のために女性について発言したのは男性だったのである。

女性の避妊へのアクセスが象徴していた女性の自由の問題は、基本的に議論になることはなかった。しかし、いったんこのテーマに触れられるやいなや、避妊を通した女性の解放を是とする者と、従来の男女関係を変容させるものとして糾弾する者とが鋭く対立した。これまで避妊の主導権を握ってきたのは男性だったが、ピルによって、女性に避妊の主導権が移ることで男女間の秩序が乱れるのではないか、と危惧されたのである。男性が妊娠させられなくなること、女性が妊娠しなくなることへの抵抗は大きかった。

とはいえ、局所的にこのような対立はあったものの、避妊による女性解放というテーマは結局深く議論されることはなく、男女の関係に新たな視点をもたらすこともなかった。むしろ盛り上がったのは、避妊、とりわけピルををめぐる医学的な議論であった。それは単にピルの有害さ、無害さについてだけではなく、処方の仕方や配布の仕方にも及んでいた。医学的な議論が盛り上がった結果、避妊を道徳の観点から論じる議論は多少下火になった。また、避妊が医学の技術の問題と捉えられたことによって、医師や薬剤師が避妊をめぐって中心的な位置を得ることになった。そして、多くのフランス人たちにとって、避妊は、ピルと結びつけられるものになった。

最終的に成立した法律<sup>9)</sup> は、ヌヴィルトが最初に提案した案よりもずっと抑制的なものになっている。第一に、18 歳未満への避妊具・薬の販売や提供、21 歳未満へのピルや IUD の販売や提供には、親権者の同意が必要だった。最初のヌヴィルトの提案では、18 歳未満だけに親権者の同意が課され、かつ「治療として必要な場合は」同意は不要とされていたにもかかわらず、である。第二に、引き続き「反出産奨励プロパガンダ」は禁止されたままだった。第三に、避妊具は社会保険からの払い戻し対象外であった。最後に、ピルを販売した際には、医師の処方控えを保存することが義務づけられたが、この手続きは手間のかかるものであり、当事者にはなかば実質的な販売禁止措置とも取られるものであった。このように、ヌヴィルト法が成立しても、女性たちは、完全に自由に妊娠について選択するにはまだほど遠い状況に置かれたままだった。

## 考察

ここまで、Pavard (2012) に基づきながら、ヌヴィルト法が成立するまでの推移を概観してきた。政治的な駆け引きのなかで制約がついたとはいえ、1920年以来法律上禁止されてきた避妊が解禁されたことはフランス社会にとって大きな変化であった。最後にまとめとして、ヌヴィルト法成立過程の中で注目すべき点を二点挙げたい。

第一は、避妊解禁の議論が、実質的には、当時の最先端かつ最も有効な避妊手段であった ピル解禁をめぐる議論であったことである。パヴァールの記述からは、そのような議論が成立し得た背景には、女性自身の確実な避妊を求める要求や、ピルがもたらすカップル関係の 変化への期待があったことがうかがわれる。女性を中心とする団体である MFPF が積極的 にピル解禁を求めたのに対して、日本の女性運動はピル解禁に対しては消極的であった<sup>10)</sup>。 これはピル受容史における日仏の大きな違いである。

第二に、避妊解禁の法制化を推進した論理である。法案成立の原動力となったのは、女性 の権利という左派の理想ではなく、避妊解禁によってヤミ堕胎を防ごうとする実用主義であ った。

フランスではこの後、避妊をめぐる争点は、ピルを健康保険の払い戻し対象とするかという問題と、未成年がピルを購入しやすくするかどうかという問題へ移っていく。同時に、避妊が解禁されたことによって、次は中絶解禁が議論の俎上に載ることになる。避妊や中絶を、実用主義ではなく「身体をコントロールする女性の権利」という形で正当化しようとする試みは、この中絶解禁の議論において顕著になる。そして「身体をコントロールする女性の権利」という論理もまた、日本の避妊や中絶をめぐる女性運動においては前面には出てこないものである。中絶解禁議論における女性の身体をめぐる問いと、その日仏比較については、稿をあらためて検討することとしたい。

## 注-----

- 1)河合(2010)に、1920年法の全文が訳出されている。以下、本稿における脚注は、原注ではなく、内容を補足するために相澤が付したものである。
- 2) ラボー(1987) 406 頁を参照せよ。
- 3) 第二次大戦後の共産党の産児調節に対する態度については、ラボー(1987)415-9 頁を参照せよ。
- 4) Monoprix はフランスのスーパーチェーンの名称。
- 5) イギリスの BBC を通じて、国内外のフランス人にレジスタンスを呼びかけた演説。
- 6) ドゴール主義の政党は、1958 年に UNR(新共和国連合)、1967 年に UD-V<sup>e</sup>(第五共和国民主連合)、1968 年に UDR(共和国民主連合)、1976 年に RPR(共和国連合)と名称、組織を変える。
- 7) 河合 (2010) には、1967 年 7 月 1 日にヌヴィルトが国民議会で行った法案趣旨説明が全文が 訳出されている。
- 8) 政府または議院の請求に基づき、特定の法案の審査のために院議により設置される委員会。
- 9) 河合(2010) には、1967年12月28日に成立した「ヌヴィルト法」全文が訳出されている。
- 10) 日本の女性運動におけるピル受容については、相澤(2016)において検討した。

### 文 献

Pavard, Bibia., Si je veux, quand je veux —Contraception et avortement dans la société française 1956-1979—, Presse universitaires de Rennes, 2012

- 相澤伸依, 資料紹介「フランス社会における避妊―1955 年から 1960 年―」, 『東京経済大学 人文 自然科学論集』(135), 157-164 頁, 2014 年
- …,「ピルと私たち―女性の身体と避妊の倫理―」,藤田尚志・宮野真生子編『愛・性・家族の哲学』第二巻所収,ナカニシヤ出版,2016年
- 岡田蔶,「フランスの人口・家族政策」, 日本人口学会編『人口大辞典』, 834-40 頁, 培風館, 2002 在
- 河合務,「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察―「ニュヴィルト法」(1967年)の成立を手がかりとして―」,『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』,第六巻三号,271-81頁,2010年
- ラボー, ジャン, 『フェミニズムの歴史』 (加藤康子訳), 新評論, 1987年

(本稿は、2014年度の東京経済大学個人研究助成費(研究番号 14-01)を受けた研究成果である。)